

# 政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめ（第6期）

令和8年3月

政治資金適正化委員会



## はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金規正法が改正され、国会議員関係政治団体は、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務づけられるとともに、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えるため、登録政治資金監査人の登録や研修、政治資金監査マニュアルの策定・改定、登録政治資金監査人に対する指導・助言等、政治資金規正法に定められた所掌事務について、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会並びに各都道府県選挙管理委員会等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

具体的には、第1期（平成20年4月から平成23年3月）においては、登録政治資金監査人の登録や研修の整備、政治資金監査マニュアル等の策定を行うとともに、収支報告書等の記載方法等に関する見解や政治資金監査に関するQ&A等を示したほか、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について検討を行った。

第2期（平成23年4月から平成26年3月）においては、政治資金監査の実施状況等を踏まえながら、政治資金監査マニュアルの改定等を行うとともに、第1期の取りまとめにおいて今後検討すべきとされた事項についての検討を深めたほか、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みを示した。

第3期（平成26年4月から平成29年3月）においては、研修の機能の充実・向上の観点から、従来のフォローアップ説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」と位置付け、内容の充実等を図るとともに、第2期の取りまとめにおいて示された、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言についての検討を重ね、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始した。

第4期（平成29年4月から令和2年4月）においては、研修テキストに実際の誤りに基づいた実践的な演習問題を増やすなど、研修内容の充実を図ったほか、政治資金監査の実施期間におけるフォローアップ研修を追加した。また、引き続き、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言に取り組み、全ての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなどを行った。

第5期（令和2年4月から令和5年4月）においては、政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴う政治資金監査マニュアルの改定を行ったほか、新型コロナウイルス

ウイルス感染防止及び遠隔地からの研修機会の確保等のため、新たにリモート研修方式を導入した。

令和5年11月頃から、一部の政策研究団体（いわゆる派閥）が開催した政治資金パーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載しない等の問題が発覚し、政治とカネをめぐる国民の政治不信がこれまでになく高まったことを受け、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）が可決・成立した。

第6期（令和5年4月から令和8年4月）においては、本法律により政治資金監査の強化が盛り込まれたこと等を踏まえ、政治資金監査マニュアルについて、法改正事項の反映等を改定内容とする所要の改定を行った。併せて、政治資金監査チェックリスト、政治資金監査報告書チェックリスト、政治資金監査に関する具体的な指針に係る補足説明及び政治資金監査に関するQ&Aについて、所要の改定を行った。

また、改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査への円滑な移行のため、令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）に係る実施要領を策定し、令和8年度においては、当該研修を重点的に実施することとした。

その他、第5期取りまとめにおいて、個別の指導・助言の対象者数の減少に資するため、「登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起」、「登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討」及び「都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善」の3点に取り組むこととされたことを踏まえ、これらの検討を行い、決定・実施するとともに、研修については、新型コロナウイルス感染症対策の平時への移行を踏まえ、集合研修の回数を増やした。

当初の策定以来の大きな改定となった政治資金監査マニュアル等の改定の際の議論では、新たな政治資金監査事項として、「翌年への繰越しの状況」等が追加されたことを踏まえ、登録政治資金監査人に与えられた権能の下、政治団体特有の様々な会計事務の実態を念頭においた政治資金監査の具体的な手法等について、国民の政治資金監査制度に対する期待に応えるべく熱心に検討を行った。改定後のマニュアル等に基づいた政治資金監査の適確な実施を通して、国民の政治不信払拭の一助となることを期待するものである。

政治資金適正化委員会は、第6期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、今後の政治資金適正化委員会における活動に資するよう、総括的な取りまとめを行い、今後取り組むべき課題の検討の方向性等を提示することとした。

政治資金監査が適確に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上に一層資するように、今後も様々な取組を実施してまいりたい。これらの取

組により、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながることを望むものである。

令和8年3月

政治資金適正化委員会

委員長 野々上 尚

杉田 慶一

秋山 修一郎

田口 尚文

岩井 奉信

# 目 次

---

1	政治資金監査に関する具体的な指針等について	1
2	政治資金適正化委員会が実施する研修について	9
3	登録政治資金監査人の登録について	20
4	政治資金監査の質の向上について	27

# 1 政治資金監査に関する具体的な指針等について

---

## (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が定める政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行うものと規定されている（法第19条の13第1項及び第2項）。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものである。

### ○ これまでの取組

令和6年6月19日に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号。以下「改正法」という。）が可決・成立した。改正法では、政治資金監査の強化が盛り込まれ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の範囲が拡充されたほか、登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」が追加された。

このことに伴い、当委員会では、登録政治資金監査人に与えられた権能の下、政治団体特有の様々な会計事務の実態を念頭においた政治資金監査の具体的な手法等について、政治資金監査制度に対する国民の期待に応えるべく熱心に検討を行い、原則として、令和8年分以降（解散分は令和9年分以降）の収支報告書に係る政治資金監査から適用する政治資金監査マニュアルの改定を令和7年9月に行った。主な改定内容は以下のとおりである。

- 必要な箇所に、「翌年への繰越しの金額」、「残高確認書」及び「差額説明書」等を追加した。
- 「Ⅱ.登録政治資金監査人」の章の「1.登録政治資金監査人の資格（2）業務制限」に、法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（いわゆる派閥・政策研究団体。以下「3号団体」とい

う。)が国会議員関係政治団体に追加されたことを踏まえ、政治資金監査を行うことができない者を追加した。

- ・ 「Ⅲ. 国会議員関係政治団体」の章の「1. 国会議員関係政治団体の定義」に、3号団体を追加した上で、国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となったその他政治団体はその年及び翌年に国会議員関係政治団体とみなされる旨、預貯金による政治資金の保管に関する事及び国会議員関係政治団体の代表者の責務に関する事等を追加した。

- ・ 「Ⅳ. 政治資金監査指針①一般監査指針」の章の「1. 一般的な留意事項」に、代表者による収支報告書の確認における政治資金監査報告書の位置づけに関する事及び政治資金監査の質の向上に関する事を追加した。

- ・ 「Ⅴ. 政治資金監査指針②個別監査指針」の章に「5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項」として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」の確認に関する具体的手法を追加した。

特に、差額説明書に記載される差額の理由の具体例については、クレジットカードを利用した場合及び手持ち資金を現金で保有している場合とし、差額の理由がクレジットカードを利用した場合は、「クレジットカードの利用であることを会計帳簿や収支報告書に記載されているかどうか確認すること。」とした。

- ・ 「Ⅵ. 政治資金監査指針③会計責任者等に対するヒアリング」の章の「2. ヒアリング事項」に、「(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの」及び「(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの」を追加した。

差額説明書に記載される差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードによる支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めるとした。

また、差額説明書に記載される差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、12月31日（解散等した場合にはその日）現在における手持ち資金の現金を政治資金監査において確認できないことから、当該理由のとおり12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していたことを会計責任者等に確認を求めるとした。

- ・ 「Ⅶ. 政治資金監査報告書」の章に、国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされたことを踏まえ、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自署に代えて自身の電子署名を行うこととした。  
 また、政治資金監査報告書の作成に当たっては、当委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましい旨を追加した。
- ・ 「Ⅷ. その他の留意事項」の章に、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用促進に関することを追加し、政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、これらのチェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこととした。

(表 1) 政治資金監査マニュアルの改定 (第 5 期以前)

改定時期	主な改定内容
第 1 期 (平成 22 年 9 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、政治資金監査に関する Q &amp; A のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する当委員会の見解の追加。</li> <li>記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能とした。</li> </ul>
第 2 期 (平成 25 年 6 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 4 月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。</li> <li>収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。</li> <li>主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。</li> </ul>
第 3 期 (平成 28 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 10 月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。</li> <li>記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。</li> </ul>

第4期 (令和元年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年5月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の元号表記の改正に伴う政治資金監査報告書記載例の元号表記の改正等。</li> </ul>
第4期 (令和元年7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年7月の工業標準化法の一部改正に伴う政治資金規正法施行規則の一部改正による、政治資金監査マニュアル等における表記の改正。</li> </ul>
第5期 (令和3年9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年9月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴う、政治資金監査報告書記載例の押印欄の削除等。</li> </ul>

## ○ 今後の方向性

政治資金監査マニュアルについては、今後の法改正等、政治資金監査制度の運用状況及び登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、引き続き必要な見直しを行っていくことが適当である。

改正法の施行に伴い改定された政治資金監査マニュアル（以下「改定後マニュアル」という。）の内容については、全ての登録政治資金監査人に対し「政治資金監査に関する研修テキスト」（令和9年1月改定版）を配布するとともに、令和8年度から実施する登録時研修（9頁参照）及び新制度研修（17頁参照）において重点的に説明することに加え、当委員会のホームページにも掲載し周知を徹底することが適当である。

## (2) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト等について

### ○ これまでの取組

当委員会では、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解の表明や、政治資金監査に関するQ&Aの公表等を行い、フォローアップ研修等の場を通じてこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施に関して必要な指導及び助言を行ってきたところである。

第6期では、以下のとおり決定を行った。

#### ① 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの改定

政治資金監査マニュアルの改定に併せて、令和7年12月に政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの改定を行った。主な改定内容は以下のとおりである。

##### ア 政治資金監査チェックリストの改定

- ・ 「法第19条の13第2項第5号に掲げる事項」を追加した。
- ・ 「会計責任者等に対するヒアリング」中に「法第19条の13第2項第5号に掲げる事項」に関するヒアリング項目を追加した。
- ・ 政治資金監査マニュアルにおいて、差額説明書に記載される差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合は、ヒアリングで確認することとしたことに伴い、ヒアリング項目を追加した。

##### イ 政治資金監査報告書チェックリストの改定

- ・ 政治資金監査マニュアルにおいて、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこととしたことに伴い、項目を追加した。

## ② 政治資金監査に関する具体的な指針に係る補足説明の改定

政治資金監査マニュアルの改定に併せて、令和7年12月に政治資金監査に関する具体的な指針に係る補足説明について改定を行った。主な改定内容は以下のとおりである。

- 必要な箇所に、「翌年への繰越しの金額」、「残高確認書」及び「差額説明書」等を追加した。
- 「Ⅰ. 政治資金監査の目的」の章に、改正前の法に基づく政治資金監査は、収入はその対象としていなかったが、改正法の施行により、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」が政治資金監査における確認事項として追加されたことを受け、その理由を国会における質疑を基に追加した。
- 「Ⅲ. 国会議員関係政治団体」の章に、国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出をオンラインにより行うに当たり、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」を使用して収支報告書を作成することとなる旨を追加した。  
また、改正法の施行により、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等が図られたことから、収支報告の流れを理解しやすいようにフローで示した。
- 「Ⅳ. 政治資金監査指針①一般監査指針」の章に、政治資金監査の大まかな流れを理解しやすいようにフローで示した。
- 「Ⅴ. 政治資金監査指針②個別監査指針」の章に、政治団体の区分に異動があった場合の収支報告書の突合に関する留意事項を追加した。  
また、残高確認書の添付書類として考えられる具体的な書類について、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」から引用し、追加した。  
さらに、収支報告書の「翌年への繰越額に係る部分」の検算方法を追加した。
- 「Ⅶ. 政治資金監査報告書」の章に、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自署に代えて自身の電子署名を行うこととしたことを踏まえ、自署に係る補足説明を削除した上で、電子署名を行う方法等を追加した。

また、電子署名を付与した場合における政治資金監査報告書の「登録政治資金監査人」欄の氏名の記載について、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」から引用し、追加した。

その他、当委員会のホームページに、8類型で政治資金監査報告書の様式が掲載されている旨を追加した。

### ③ 政治資金監査に関するQ & Aの改定

政治資金監査マニュアルの改定に併せて、令和7年12月に政治資金監査に関するQ & Aについて改定を行った。主な改定内容は以下のとおりである。

- ・ 改正法の施行に伴い、必要な箇所に「残高確認書」及び「差額説明書」等を追加した。
- ・ 残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかを確認する際に想定されるQ & Aについて、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」から引用し、追加した。

また、改正法の施行に伴う上記以外にも、下記の改定を行った。

- ・ 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法を追加した。
- ・ 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合の収支報告書等の記載方法等を追加した。

### ④ 令和5年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書に関する調査

当委員会において、政治資金監査マニュアルの改定等について、今後登録政治資金監査人への周知方法等を検討するに当たって、登録政治資金監査人のうち、現に政治資金監査を実施している登録政治資金監査人の人数及びその土業ごとの内訳を把握するため、都道府県選挙管理委員会の協力を得て、調査を実施した。

調査の結果、令和5年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人の人数は、941人で、その士業ごとの内訳は以下のとおりであった。

- ・ 弁 護 士： 38人
- ・ 公認会計士：181人
- ・ 税 理 士：722人

## ○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、引き続き、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進、政治資金監査に関するQ&Aの充実等を行っていくことが適当である。

特に、政治資金監査に関するQ&Aについては、研修等の機会を通じて登録政治資金監査人から寄せられる質問等を精査の上、登録政治資金監査人が改定後マニュアルに基づいた政治資金監査を円滑に実施できるようQ&Aの追加を図っていくことが適当である。

## 2 政治資金適正化委員会が実施する研修について

当委員会では登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査に関する研修」（以下「登録時研修」という。）及び「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」（以下「フォローアップ研修」という。）の2種類の研修を実施している。

登録時研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり（法第19条の27）、フォローアップ研修は、当委員会が行う研修（法第19条の30第1項第3号）として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的として、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。

それぞれの研修の概要は、下表のとおりである（表2）。

（表2）登録時研修及びフォローアップ研修の概要

種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修※1 （要望研修※2を含む。） 個別研修※3 リモート研修※4	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修※1 個別研修※3 リモート研修※4	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、生じやすい誤りの事例や留意すべき点について重点的に解説

※1 集合研修…定められた日時及び会場において、研修受講者を集めて実施するもの（登録時研修では平成20年度から実施、フォローアップ研修では平成22年度から実施）。

※2 要望研修…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの（平成23年度から実施）。

※3 個別研修…個別の研修受講者ごとに任意の日時で、当委員会事務局内にて、研修用映像教材を用いて実施するもの（登録時研修では平成22年度から実施、フォローアップ研修では令和5年度から実施）。

※4 リモート研修…個別の研修受講者ごとに定める期間（研修受講者が希望する1ヶ月間）において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施するもの（令和2年度から実施）。

## ○ これまでの取組

### ① 登録時研修及びフォローアップ研修の実施状況

登録時研修は、政治資金監査制度創設以来、平成20年度から実施し、令和8年3月末現在、登録政治資金監査人5,164人のうち、5,055人(97.9%)が登録時研修を修了し、政治資金監査を実施することが可能となっている(表3)。一方、登録時研修の未修了者は109人となっている。

また、当委員会では、より円滑な政治資金監査が継続的に実施されるよう、平成22年度から、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講できる「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」を実施してきた。平成26年度からは、それまでの研修内容を引き継いだ「実務向上研修」に加え、登録時研修と同内容の研修を再度受講することを可能とする「再受講研修」をフォローアップ研修として実施している。

なお、フォローアップ研修のうち、実務向上研修については、以下のとおり、研修内容等の充実を図り実施している。

- ・ 研修資料の演習問題について、政治資金監査において生じやすい誤りや、登録政治資金監査人からの問い合わせが多い内容を反映させた問題を作成した。また、会計帳簿と収支報告書を突合し、誤り等を指摘させるような、より実践的な問題を作成した。
- ・ 研修資料の政治資金監査のポイントの解説について、参考となるQ&Aの引用を増やすなどの見直しを行った。
- ・ 当委員会ホームページ掲載の政治資金監査報告書記載例を紹介し、政治資金監査報告書が類型に対応した記載となっているか十分に確認の上、作成に当たる必要がある旨を強調して説明した。
- ・ 質疑応答の時間を増やすなどして、研修受講者の満足度を高め、実務向上研修の受講者数が増えるように努めた。
- ・ 令和7年度においては、登録政治資金監査人のニーズも踏まえ、改正法について説明する時間(15分間)を設けた。なお、当該説明時間の確保の観点から、令和4年度より導入した小テストの実施を取りやめた。

(表3) 登録時研修の実施状況(年度別・研修方式別)

(単位:人)

年度 ※1	研修 修了者数	※2※3 集合研修方式		要望研修方式		個別研修方式		リモート研修方式			
		平成20年度	816	8回	816						
平成21年度	2,616	39回	2,616								
平成22年度	338	7回	139	199回	199						
平成23年度	241	11回	100	2回	20	121回	121				
平成24年度	270	12回	77	3回	40	153回	153				
平成25年度	208	15回	103	1回	8	97回	97				
平成26年度	231	14回	105	0回	0	126回	126				
平成27年度	192	16回	69	1回	21	102回	102				
平成28年度	174	16回	84	0回	0	90回	90				
平成29年度	177	19回	115	0回	0	62回	62				
平成30年度	171	19回	129	0回	0	42回	42				
令和元年度	111	14回	79	0回	0	32回	32				
令和2年度	100	7回	30	0回	0	55回	55			1月～3月	15
令和3年度	128	7回	50	0回	0	40回	40			1月～3月	38
令和4年度	93	6回	21	0回	0	31回	31			9月～1月	41
令和5年度	111	6回	29	0回	0	40回	40			9月～1月	42
令和6年度	161	10回	74	0回	0	40回	40	9月～1月	47		
令和7年度	126	11回	46	0回	0	23回	23	9月～1月	57		
総計	6,264	237回	4,682	7回	89	1,253回	1,253	240			

※1 各年度3月末現在。

※2 研修修了者数は登録抹消者を含む。

※3 研修修了者数から登録抹消者を除いた人数は5,055人。

(表4) フォローアップ研修の実施状況(年度別・研修方式別・士業別)

## ○ 実務向上研修

(単位:人)

年度	集合研修方式	個別研修方式	リモート研修方式	研修受講者数	弁護士	公認会計士	税理士	
平成22年度	10回			966	38	125	803	
平成23年度	13回			1,142	41	163	938	
平成24年度	16回			1,080	41	141	898	
平成25年度	17回			1,197	34	180	983	
平成26年度	17回			1,116	28	158	930	
平成27年度	17回			1,034	33	152	849	
平成28年度	17回			980	34	153	793	
平成29年度	20回			1,133	30	184	919	
平成30年度	21回			1,023	26	147	850	
令和元年度	16回			759	26	117	616	
令和2年度	0回			12月~3月	522	14	112	396
令和3年度	0回			12月~3月	510	11	108	391
令和4年度	6回			9月~1月	194	3	49	142
令和5年度	6回	1回	9月~1月	443	21	76	346	
令和6年度	10回	11回	9月~1月	648	22	108	518	
令和7年度	11回	3回	9月~1月	653	19	112	522	
総計	197回	15回		13,400	421	2,085	10,894	

各年度3月末現在。

## ○ 再受講研修

(単位:人)

年度	集合研修方式	個別研修方式	リモート研修方式	研修受講者数	弁護士	公認会計士	税理士		
平成26年度	17回			287	3	54	230		
平成27年度	17回			206	6	36	164		
平成28年度	17回			200	6	33	161		
平成29年度	20回			242	3	45	194		
平成30年度	21回			155	2	24	129		
令和元年度	16回			105	1	14	90		
令和2年度	0回			12月~3月	140	4	38	98	
令和3年度	0回			12月~3月	185	5	43	137	
令和4年度	6回			9月~1月	59	0	12	47	
令和5年度	6回			0回	9月~1月	134	4	29	101
令和6年度	10回			0回	9月~1月	149	1	41	107
令和7年度	11回			0回	9月~1月	133	1	36	96
総計	141回			0回		1,995	36	405	1,554

各年度3月末現在。

各年度における登録時研修及びフォローアップ研修に係る取組は、以下のとおりである。

## ア 令和5年度

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、未だ感染状況を注視する段階であること及び令和2年度から実施しているリモート研修において登録政治資金監査人の受講機会が確保されていることを踏まえ、集合研修は前年度と同じ回数を実施した。登録時研修における要望研修は実施要望が無かった。

また、以前は登録時研修のみ実施していた個別研修について、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」を改正し、令和6年2月からフォローアップ研修でも受講できるようにした。

リモート研修については、令和5年9月から令和6年1月にかけて実施した。

これらにより、登録時研修は、集合研修が29人（6回）、個別研修が40人、リモート研修が42人に対して実施され、研修修了者数は111人であった（表3）。

フォローアップ研修については、実務向上研修は、集合研修が253人（6回）、個別研修が1人、リモート研修が189人に対して実施され、研修受講者数は443人。再受講研修は、集合研修が65人（6回）、リモート研修が69人に対して実施され、研修受講者数は134人であった（表4）。

また、研修受講者数の増加に資する取組として、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定について、受講者の同意があった場合には、当該受講者に係る必要な情報を当委員会から各会に提供することにより、当該受講者が各会に研修単位等の認定申請手続を経ずに、認定を受けることが可能となるよう「政治資金監査に関する研修実施要領」等を改正した。

## イ 令和6年度

新型コロナウイルス感染症対策の平時への移行及びリモート研修の受講状況を踏まえ、集合研修は10回実施した。登録時研修における要望研修は実施要望が無かった。個別研修については、年度を

通じて実施するとともに、リモート研修については、令和6年9月から令和7年1月にかけて実施した。

これらにより、登録時研修は、集合研修が74人（10回）、個別研修が40人、リモート研修が47人に対して実施され、研修修了者数は161人となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復した（表3）。

フォローアップ研修については、実務向上研修は、集合研修が352人（10回）、個別研修が11人、リモート研修が285人に対して実施され、研修受講者数は648人。再受講研修は、集合研修が75人（10回）、リモート研修が74人に対して実施され、研修受講者数は149人であった（表4）。

また、令和5年度に導入した日本税理士会連合会又は日本公認会計士協会における研修単位等の認定について、日本税理士会連合会において、当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能になったことに伴い、「政治資金監査に関する研修実施要領」等を改正した。

なお、8月30日に実施を予定していた福岡市での集合研修は、台風10号の影響により中止とし、11月29日に実施した。

## ウ 令和7年度

集合研修はリモート研修の受講状況を踏まえ、11回実施した。登録時研修における要望研修は実施要望が無かった。個別研修については、年度を通じて実施するとともに、リモート研修については、令和7年9月から令和8年1月にかけて実施した。

これらにより、登録時研修は、集合研修が46人（11回）、個別研修が23人、リモート研修が57人に対して実施され、研修修了者数は126人であった（表3）。

フォローアップ研修については、実務向上研修は、集合研修が381人（11回）、個別研修が3人、リモート研修が269人に対して実施され、研修受講者数は653人。再受講研修は、集合研修が58人（11回）、個別研修が0人、リモート研修が75人に対して実施され、研修受講者数は133人であった（表4）。

令和7年度の集合研修においては、登録政治資金監査人のニーズも踏まえ、改正法について説明する時間（15分間）を設けた。な

お、当該説明時間の確保の観点から、令和4年度より導入した小テストの実施を取りやめた。

## ② 登録時研修及びフォローアップ研修の受講者アンケート

### ア 登録時研修の受講者アンケート

登録時研修の内容について、令和5年度から令和7年度まで、講義1では99.4%の受講者が、講義2では98.7%の受講者が「理解できた」、「ある程度理解できた」と回答しており（表5）、「わかりやすく適切だった」、「事例を踏まえた研修が望ましい」といった意見があった。

（表5）登録時研修アンケート結果

年度	研修内容の理解度について				
	内容	理解 できた	ある程度 理解できた	あまり理解 できなかった	理解 できなかった
令和5～7年度 の計	講義1(政治資金規正法のあらまし、 政治資金監査に関する具体的な指針Ⅰ～Ⅲ)	42.0%	57.4%	0.6%	0.0%
	講義2(政治資金監査に関する具体的な指針Ⅳ以降)	41.9%	56.8%	1.2%	0.0%

### イ フォローアップ研修の受講者アンケート

令和5年度から令和7年度フォローアップ研修の受講者アンケート結果では、集合研修とリモート研修の理解度の比較について、集合研修の受講者の約7割が「集合研修の方が理解度が高い」と回答し、「リモート研修の方が理解度が高い」と回答したのは約1割だった（表6）。

一方、リモート研修においては、受講者の半数以上が「リモート研修の方が理解度が高い」と回答し、「集合研修の方が理解度が高い」と回答したのは約1割となっており、集合研修及びリモート研修のそれぞれの研修が登録政治資金監査人のニーズに対応していると考えられる。

また、フォローアップ研修の内容について、令和5年度から令和7年度において、実務向上研修及び再受講研修のいずれも「とても参考になった」、「多少参考になった」を合わせると、9割以上の受講者が参考になったと回答しており（表7）、集合研修の受講者からは、「疑問点が出た場合、その場ですぐに解決することができる」、「研修の回数を増やしてほしい」といった意見があり、リモート研修の受講者か

らは、「監査のポイントがまとまっていて、わかりやすい」、「全体の流れを復習することができてよかった」といった意見があった。

(表6) 研修方式に関するフォローアップ研修アンケート結果

1. 集合研修とリモート研修ではどちらの方が理解度が高いと感じるか。

(単位:人)

	年度	内容	集合研修の方が理解度が高い	リモート研修の方が理解度が高い	どちらも同じ
集合研修を受講した登録政治資金監査人	令和5~7年度の計	実務向上研修	313 ( 74.7%)	29 ( 6.9%)	77 ( 18.4%)
		再受講研修	60 ( 69.0%)	8 ( 9.2%)	19 ( 21.8%)
リモート研修を受講した登録政治資金監査人	令和5~7年度の計	実務向上研修	42 ( 8.3%)	281 ( 55.4%)	184 ( 36.3%)
		再受講研修	12 ( 8.5%)	78 ( 55.3%)	51 ( 36.2%)

2. 理解度が高いとする理由 (複数回答)

○集合研修を受講した登録政治資金監査人

(単位:人)

	理由	人数
		令和5~7年度の計
集合研修の方が理解度が高いと回答した登録政治資金監査人	集合研修の方が集中できる	352
	集合研修の方が内容を理解しやすい	128
	リモート研修では他のことに気を取られ集中できない	51
	リモート研修はパソコンの操作が必要で煩雑	21
リモート研修の方が理解度が高いと回答した登録政治資金監査人	リモート研修の方が集中できる	27
	リモート研修の方が内容を理解しやすい	21
	集合研修では他のことに気を取られ集中できない	1

○リモート研修を受講した登録政治資金監査人

(単位:人)

	理由	人数
		令和5~7年度の計
集合研修の方が理解度が高いと回答した登録政治資金監査人	集合研修の方が集中できる	43
	集合研修の方が内容を理解しやすい	15
	リモート研修では他のことに気を取られ集中できない	10
	リモート研修はパソコンの操作が必要で煩雑	6
リモート研修の方が理解度が高いと回答した登録政治資金監査人	リモート研修の方が集中できる	273
	リモート研修の方が内容を理解しやすい	221
	集合研修では他のことに気を取られ集中できない	40

(表7) 研修内容に関するフォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考 になった	多少参考 になった	あまり参考に ならなかった
令和5～7年度の計	政治資金監査の概要・政治資金監査の流れ	75.6%	23.1%	1.3%
	政治資金監査のポイント	76.7%	22.7%	0.6%
	政治資金監査報告書の作成のポイント	76.6%	22.8%	0.6%
	政治資金監査の質の向上	74.1%	24.5%	1.4%
	演習(選択問題等)	76.8%	22.3%	1.0%
	演習(事例問題)	77.9%	21.0%	1.2%

○ 再受講研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考 になった	多少参考 になった	あまり参考に ならなかった
令和5～7年度の計	講義1(政治資金規正法のあらまし、 政治資金監査に関する具体的な指針Ⅰ～Ⅲ)	53.0%	45.6%	1.5%
	講義2(政治資金監査に関する具体的な指針Ⅳ以降)	53.4%	45.6%	0.9%

③ 新制度研修

ア 経緯等

前章に記したとおり、政治資金監査マニュアルの改定が行われ、改定後マニュアルに基づく政治資金監査は令和9年以降に行われることとなった。登録政治資金監査人は、それまでの間に、改定後マニュアルに基づく政治資金監査に関する専門的知識を修得する必要性が生じたところである。

そこで、当委員会では令和7年4月に、改定後マニュアルに基づく政治資金監査への円滑な移行のため、新たに「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修」(以下「新制度研修」という。)の実施を決定した。

本決定を受け、同年6月に新制度研修に係る実施要領を策定し、令和8年度においては、当該研修を重点的に実施することとした。また、その受講を促すため、従前のフォローアップ研修は実施しないこととした。

イ 内容

登録時研修を修了した登録政治資金監査人を対象に、政治資金の制度に関する専門的知識、改定後マニュアル及びその他の登録政治資金監査

人として必要な専門的知識の講義を計2時間30分程度行うこととした。

## ウ 実施方法等

新制度研修は、従前のフォローアップ研修と異なり、改定後マニュアルの知識を修得することを目的としており、全ての登録政治資金監査人に受講機会を提供し、可能な限り多くの登録政治資金監査人の受講を目指すために、令和8年度の研修計画において、前年度よりも集合研修の開催回数及び開催都市を大幅に増やし、リモート研修も実施期間を大幅に伸ばすこととした。

また、登録政治資金監査人が新制度研修を受講したかどうかについては、当委員会ホームページに掲載されている登録政治資金監査人の登録一覧上に、「新制度研修受講の状況」欄を追加し、公表することとした。

## ○ 今後の方向性

政治資金監査制度の安定的運用には当委員会が実施する研修の充実が欠かせないことから、登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修・個別研修・リモート研修の各研修方式を実施していく必要がある。

具体的に、リモート研修については、遠隔地を含めた全国の登録政治資金監査人に対して受講機会を提供することができる一方、集合研修については実際の会場で行うことから臨場感があり集中できるといった面もある。また、個別研修については、集合研修及びリモート研修での受講の都合がつかない場合等において、特に登録時研修の受講希望者からのニーズがある。そのため、いずれの方式も引き続き実施することとし、登録政治資金監査人の受講機会が確保されるよう、各士業団体との連携の強化も図りながら、実施時期や回数、周知方法等について検討していくことが適当である。

また、令和8年度は、新制度研修を重点的に実施する必要があるとあり、登録政治資金監査人が、改定後マニュアルに基づく政治資金監査に関する専門的知識を修得した上で、政治資金監査を実施できるよう、研修内容の充実を図るとともに、各士業団体とも連携し、登録政治資金監査人に新制度研修への受講を促す効果的な取組を行う必要がある。これに伴い、フォローアップ研修は、令和8年度は実施しないこととした。

令和9年度以降の新制度研修の実施の要否、実施の場合における集合研修の開催規模等については、登録政治資金監査人の当該研修に係る受講状況等を見極めた上で判断する必要がある。

また、令和9年度以降のフォローアップ研修についても、令和9年度以降の新制度研修の実施の有無等を踏まえ、再開の検討を行う必要がある。

再開後のフォローアップ研修においては、改定後マニュアルに基づき行われる政治資金監査において、登録政治資金監査人から寄せられた質問に的確に対応するとともに、生じやすい誤りの事例等を集約し解説することで注意を促すなど、改正法による変更点も含めた知識の定着を図る必要がある。

加えて、実践的な演習問題に対する研修受講者の満足度が高いことから、実際に政治資金監査を行っている登録政治資金監査人を招いた講義など、より具体的に政治資金監査の内容をイメージしやすい研修にすることにより、政治資金監査実務の向上を図ることが考えられる。

### 3 登録政治資金監査人の登録について

法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿に登録を受けることにより、登録政治資金監査人となることができる（法第19条の18第1項）。

これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。

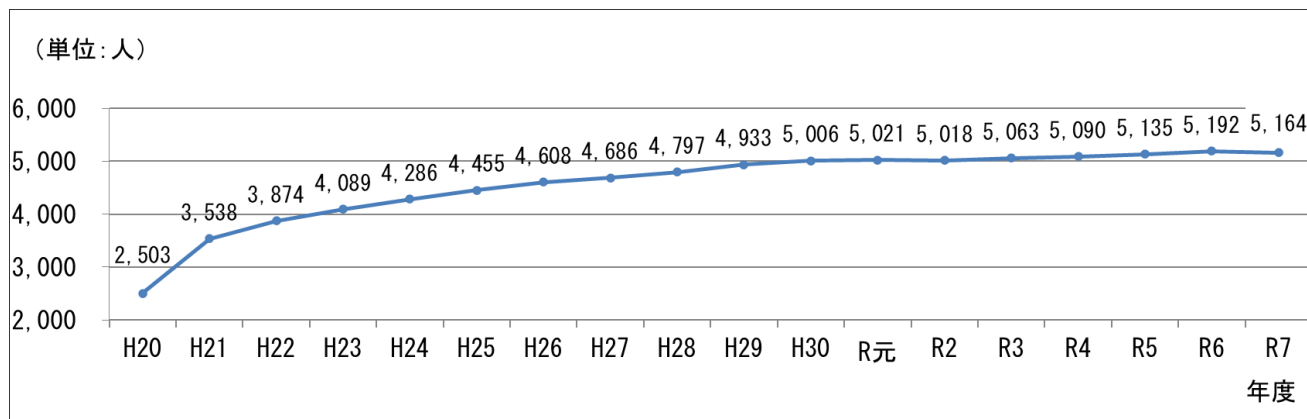
#### ○ これまでの取組

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数の確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、周知・広報を行ってきた。

特に、第6期においては、有資格者への周知・広報に注力し、関係士業団体が主催する研修等で、これから登録政治資金監査人になろうとする公認会計士又は税理士向けに政治資金監査制度の概要等を説明するとともに、登録政治資金監査人への登録について積極的に働きかけた。

これらの結果、登録政治資金監査人の登録者数は安定的に推移し、令和8年3月末現在で5,164人となっている（表8）。国会議員関係政治団体数は2,960団体（令和6年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。以下同じ。）であり、登録者数がこれを上回っている。

（表8）登録政治資金監査人の登録抹消者数を除く登録者数（累積）の推移



各年度3月末現在。

(表9) 登録政治資金監査人の都道府県別登録者数

(単位：人、団体)

事務所所在地	登録者数				国会議員関係 政治団体数
		弁護士	公認会計士	税理士	
北海道	135	8	25	102	145
青森県	23		5	18	25
岩手県	20			20	27
宮城県	71		6	65	45
秋田県	19			19	22
山形県	23		3	20	33
福島県	36		5	31	38
茨城県	65	1	13	51	41
栃木県	38	1	5	32	40
群馬県	52	3	12	37	34
埼玉県	234	2	36	196	151
千葉県	155	8	32	115	136
東京都	1,643	213	400	1,030	625
神奈川県	275	11	54	210	190
新潟県	52	1	5	46	52
富山県	47	3	9	35	31
石川県	61	2	8	51	20
福井県	30	3	4	23	16
山梨県	31		3	28	21
長野県	50		10	40	42
岐阜県	72		10	62	32
静岡県	101		22	79	69
愛知県	304	13	36	255	161
三重県	53	2	8	43	37
滋賀県	30		13	17	33
京都府	115	3	16	96	69
大阪府	516	39	95	382	179
兵庫県	137	6	30	101	96
奈良県	40	3	4	33	28
和歌山県	24		3	21	19
鳥取県	15		1	14	18
島根県	6	1	1	4	15
岡山県	40	1	10	29	37
広島県	79	4	9	66	58
山口県	41	1	6	34	19
徳島県	21		3	18	17
香川県	33	2	7	24	26
愛媛県	34		5	29	24
高知県	13		3	10	14
福岡県	166	5	52	109	95
佐賀県	26		8	18	19
長崎県	34	1	4	29	29
熊本県	75		8	67	27
大分県	38	2	4	32	25
宮崎県	20		4	16	16
鹿児島県	37		5	32	29
沖縄県	34		8	26	35
<b>合計</b>	<b>5,164</b>	<b>339</b>	<b>1,010</b>	<b>3,815</b>	<b>2,960</b>
<b>士業ごとの割合</b>	<b>100.0%</b>	<b>6.6%</b>	<b>19.6%</b>	<b>73.9%</b>	-

登録者数は、令和8年3月末現在（登録抹消者を除く。）。

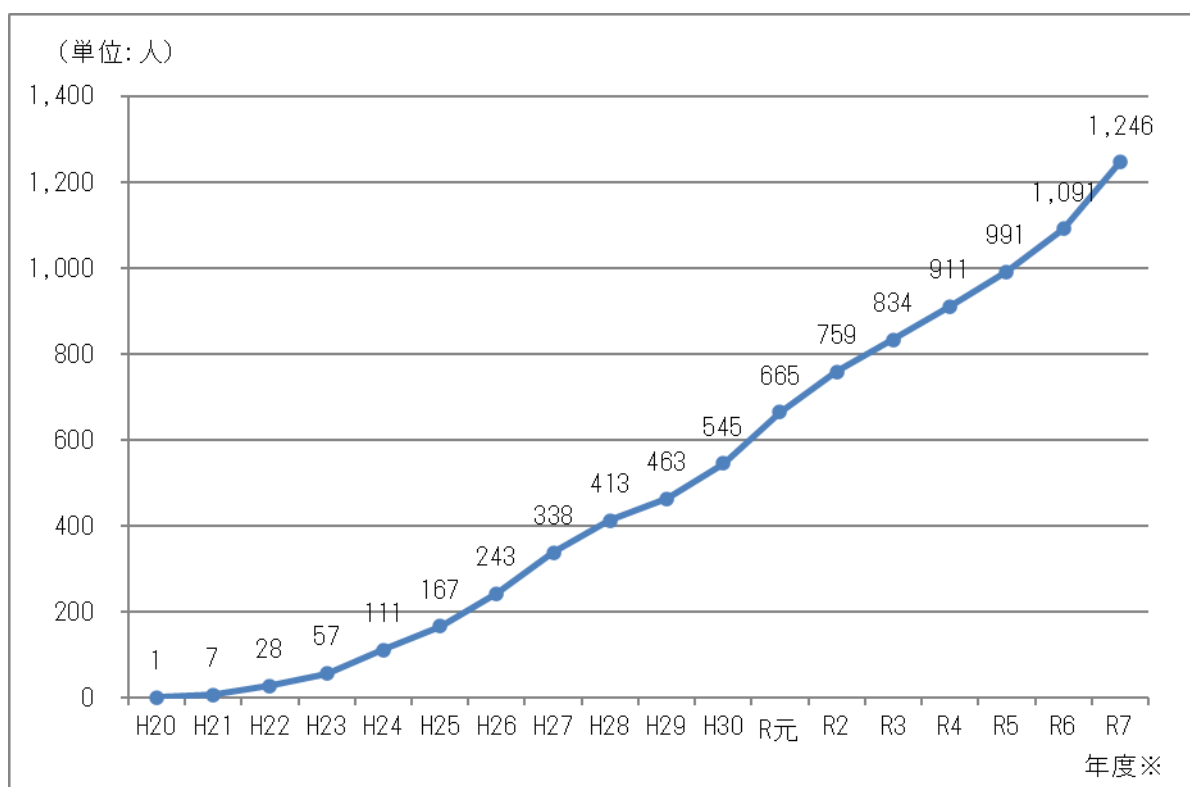
第6期における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、以下のとおりである。

### ① 新規登録者数及び登録抹消者数の状況（第6期累計）

令和8年3月末時点における新規登録者数は409人、登録を抹消した者（以下「登録抹消者」という。）の数は335人であり、第6期における登録者の増減は74人増となり、登録者数の純増は鈍化傾向にある（表10、表11）。

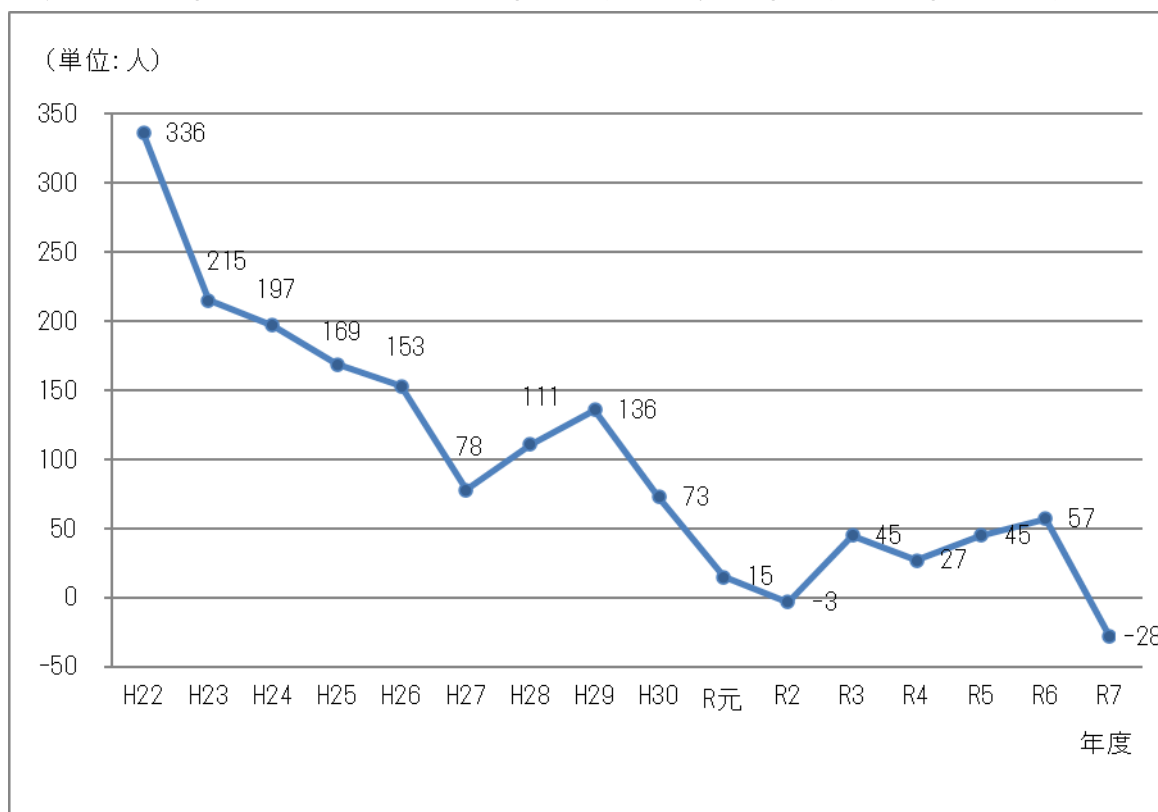
登録抹消者の抹消事由は、約4割が本人からの申請（法第19条の23第1項）、約6割が本人の死亡や関係士業の廃止等（法第19条の23第1項第1号）によるものとなっている。また、令和7年度において、本人の死亡や関係士業の廃止等に該当した登録政治資金監査人のうち、抹消の届出が提出されていなかった37人について、職権抹消を行った。

（表10）登録政治資金監査人の登録抹消者数（累積）の推移



各年度3月末現在。

(表 11) 登録政治資金監査人の登録純増数（新規登録者数－登録抹消者数）の推移



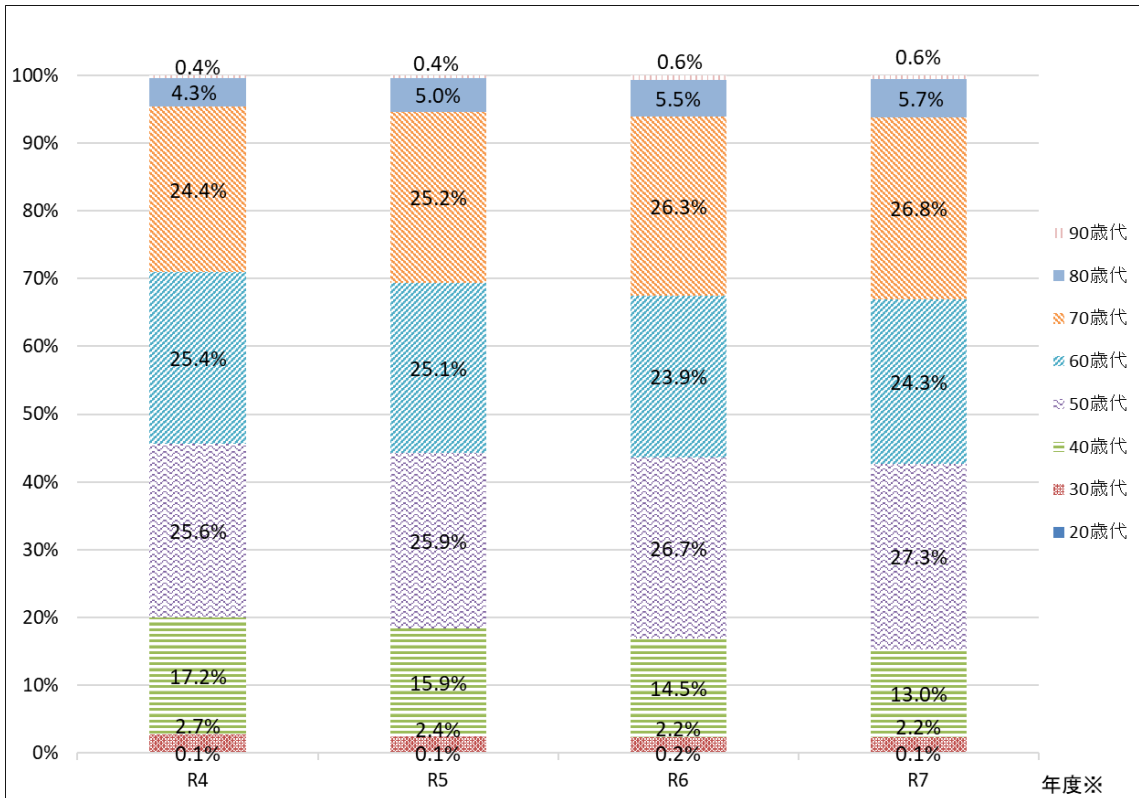
各年度3月末現在。

## ② 登録者及び登録抹消者の年代別構成

令和8年3月末時点での登録者の年代別構成については、第5期末（令和4年度末）時点の61.1歳と比較して、平均年齢が1.4歳上昇して62.5歳となり、60歳代以上の割合が増加している（表12）。

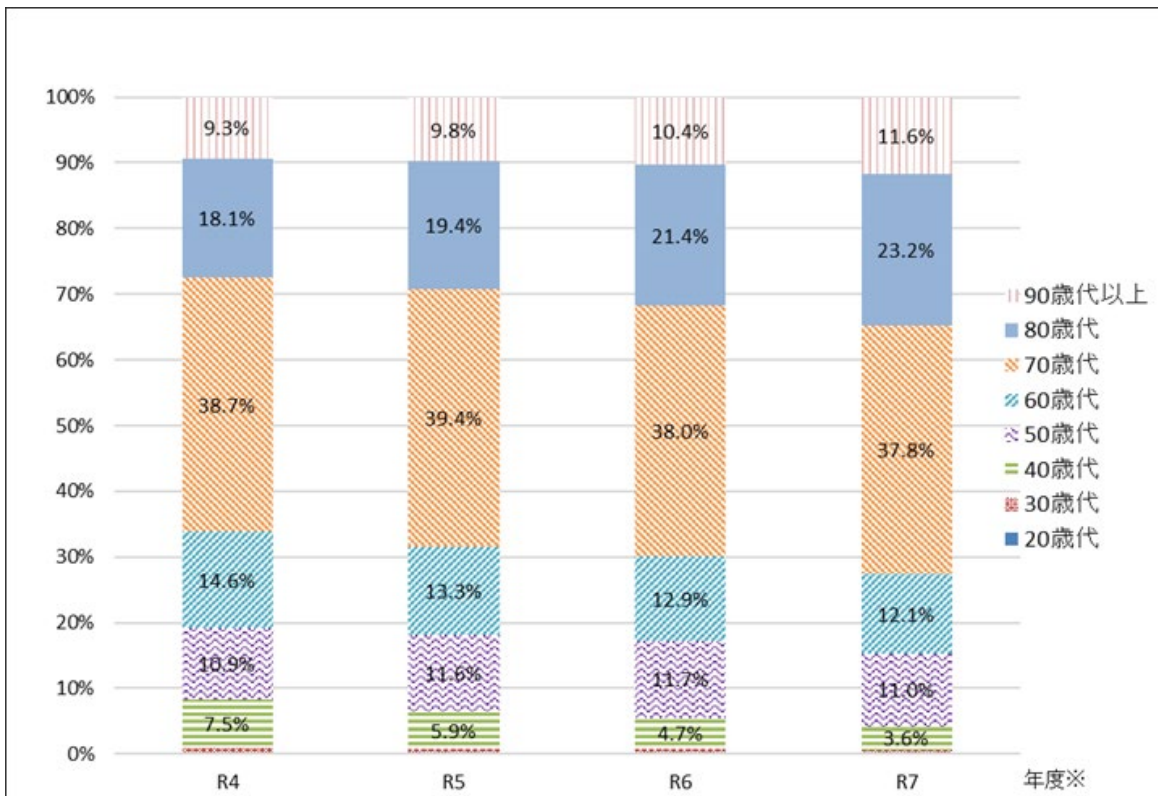
登録抹消者の年代別構成については、約7割が70歳代以上である（表13）ものの、新規登録者の年代別構成については約3割が60歳代以上であり（表14）、結果として、登録政治資金監査人の高齢化が進んでいる。

(表 12) 登録政治資金監査人の年代別構成比の推移



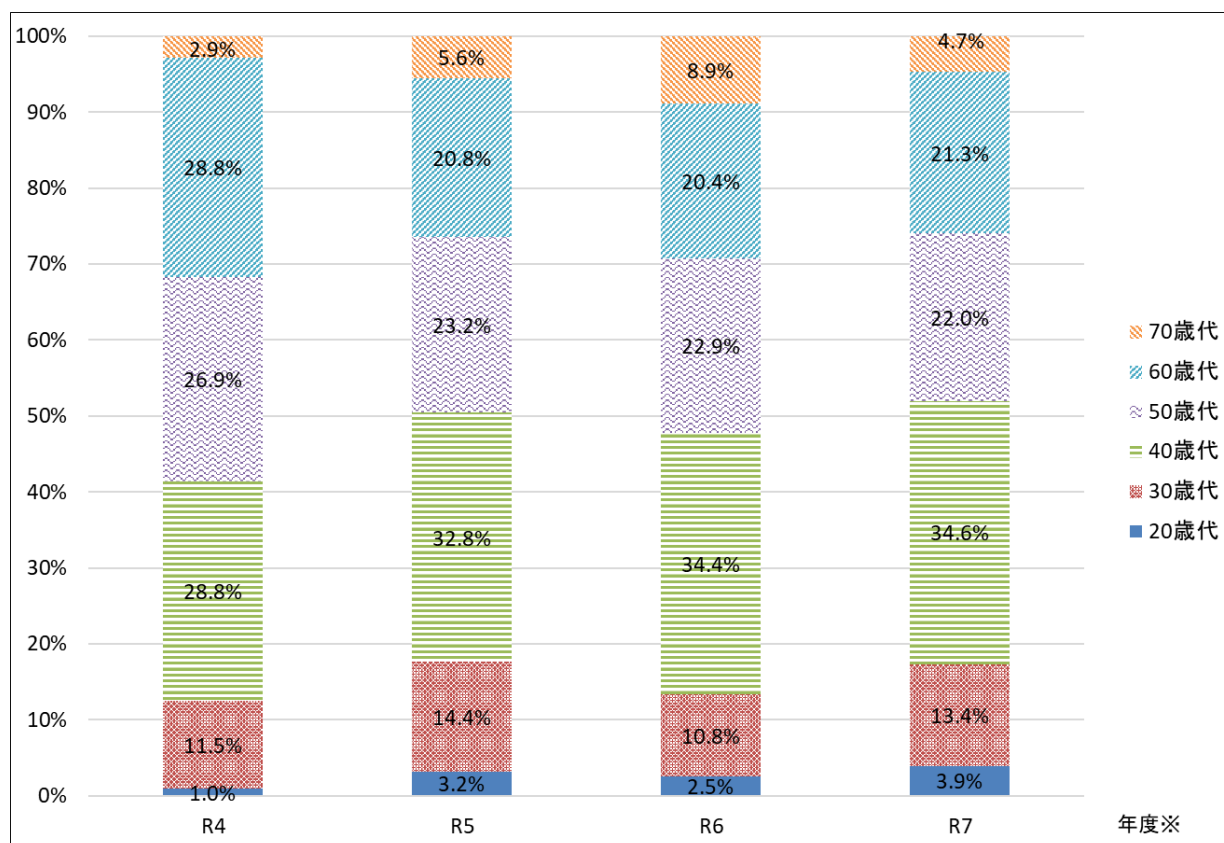
※ 登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

(表 13) 登録抹消者の年代別構成比の推移



※ 抹消者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

(表 14) 新規登録者の年代別構成比の推移



※ 登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

### ③ 関係士業団体と協力した周知・広報の取組

関係士業団体の依頼により、当該団体が主催する研修等において、政治資金監査制度の概要、政治資金監査のポイント等について、説明を行ってきた。

第6期においては、登録政治資金監査人の安定的確保を図る観点から、当該研修の内容を見直し、対象をこれから登録政治資金監査人になろうとする公認会計士又は税理士向けとして、政治資金監査制度の概要等を説明するとともに、登録政治資金監査人への登録について積極的に働きかけた（表15）。

この結果、令和6年度登録時研修の受講者アンケートにおいて、登録政治資金監査人になろうと思ったきっかけの理由として「関係士業団体の研修で政治資金監査制度に興味を持ったから」といった回答があった。

(表 15) 関係士業団体主催の研修における政治資金監査制度の講義の受講者の推移

(単位：人) ※4

年度※1	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	研修方式				研修方式				研修方式			
	集合	ライブ	アーカイブ	計	集合	ライブ	アーカイブ	計	集合	ライブ	アーカイブ	計
日本公認会計士協会※2	36 (2)	106 (12)	518 (43)	660 (57)	77 (2)	197 (20)	432 (0)	706 (22)	38 (0)	134 (3)	1,374 (17)	1,546 (20)
日本税理士会連合会※3	—	—	543 (75)	543 (75)	—	—	587 (79)	587 (79)	—	—	801 (113)	801 (113)

※1 各年度3月末現在。

※2 日本公認会計士協会が主催する研修のうち、「集合」とは日本公認会計士協会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施するもの、「ライブ」とは遠隔地からPC等を用いてリアルタイムで集合研修を受講するもの、「アーカイブ」は録画した集合研修をPC等を用いて受講するもの。

※3 日本税理士会連合会が主催するアーカイブによる研修は、収録した研修を同連合会のシステム内で配信する方法で実施するもの。

※4 括弧内は、うち登録政治資金監査人の数。

## ○ 今後の方向性

政治資金監査制度を安定的に運用していくために必要な登録政治資金監査人数は確保できているものの、登録政治資金監査人の平均年齢が上昇していることや、登録政治資金監査人の登録者数の増加が鈍化傾向にあること等を踏まえると、今後、登録政治資金監査人の高齢化が進むとともに登録者数が減少傾向に転じるおそれがあることから、登録政治資金監査人の新規登録者を増やす取組を図っていくことが必要である。

そのためには、関係士業団体主催の研修において、登録政治資金監査人ではない公認会計士及び税理士の受講者が増えていることも踏まえ、関係士業団体とも協力し、様々な機会において、登録政治資金監査人制度について積極的な周知・広報を行っていく必要がある。

## 4 政治資金監査の質の向上について

---

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。そこで、当委員会では、第1章で述べたとおり、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や政治資金監査に関するQ&Aを公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、政治資金監査の更なる質の向上を図るための具体的な取組として、①登録政治資金監査人に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきた。具体的な内容は、以下のとおりである。

### ○ これまでの取組

#### ① 取組の概要

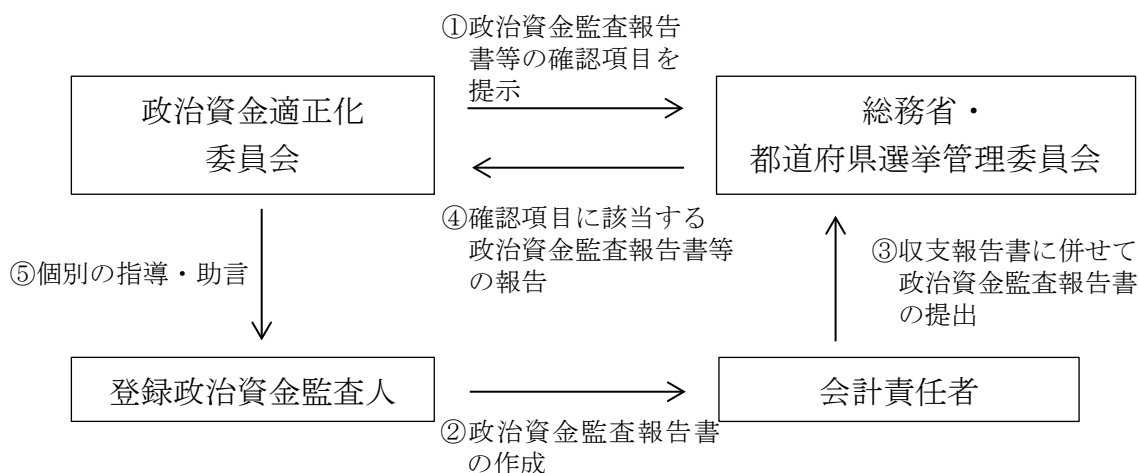
##### ア 経緯

第2期取りまとめにおいて、政治資金監査マニュアルに定められた記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来政治資金監査の過程で指摘されるべき収支報告書の誤記等に関して、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言を行うとの枠組みが示された。

これを受けて、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について確認・報告等を求め、当該確認・報告等に基づき、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別の指導・助言を行うこととした。

## イ 個別の指導・助言の取組の概要

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



都道府県選管等に報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象等については、以下のとおりである。

	都道府県選管等に報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目	<p><b>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</b> 補正の依頼をしたが、補正されなかったもの</p> <p><b>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</b> 「最初の受付時点」で該当するもの（補正の有無は関係なし）</p>	<p><u>平成26年分</u>から 該当するものは全て対象とした。</p>
確認項目以外に関するもの	<p><b>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</b> 「最初の受付時点」で該当するもの（補正の有無は関係なし）</p>	<p><u>平成27年分</u>から 当委員会において個別に対応を判断。</p> <p><b>【これまでに対象とした例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額とで不整合があった。</li> <li>・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り）</li> <li>・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。</li> <li>・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。</li> </ul> <p>など</p>

## ② 個別の指導・助言の実施（第6期）

### ア 令和4～6年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

都道府県選管等からの報告のうち、政治資金監査の際に指摘されるべき収支報告書上の金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、関係する登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

第6期の本取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数は、令和4年分は44人、令和5年分は27人、令和6年分は41人となった。そして、誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、令和4年分は51件、令和5年分は31件、令和6年分は57件となった（表16）。

（表16）個別の指導・助言の対象の内訳

	個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
令和4年分	ア 政治資金監査報告書に係るもの	8人	11件 (0.4%)
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	39人	41件 (1.6%)
	計（延べ数）	47人	52件
	純計	44人	51件 (2.0%)
令和5年分	ア 政治資金監査報告書に係るもの	3人	6件 (0.2%)
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	24人	25件 (0.9%)
	計（延べ数）	27人	31件
	純計	27人	31件 (1.1%)
令和6年分	ア 政治資金監査報告書に係るもの	7人	18件 (0.7%)
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	38人	42件 (1.5%)
	計（延べ数）	45人	60件
	純計	41人	57件 (2.1%)

比率については、次の算式により算出。

$$\left( \frac{\text{誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{国会議員関係政治団体の各年における収支報告書（定期分）の件数}} \right)$$

（令和4年分は2,612件、令和5年分は2,715件、令和6年分は2,741件。）

誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、全体から見れば1～2%程度であり、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数も総数から見ればわずかである。

また、誤りの内容は、単純な記載誤りや、収支報告書と領収書等の写しの記載事項が整合的でなかったなど、政治資金監査の実施に際し、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを活用するなどにより防ぐことができたと考えられるものが多かった。

こうしたことから、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、両チェックリストの有効性を強調し、再発防止の徹底を呼びかけるとともに、令和5年度及び令和6年度においてはフォローアップ研修並びに令和7年度においては新制度研修への積極的な受講の呼びかけを行った。

また、令和6年度から、対象者のもとに当該文書が到達した後に、当該文書を受領した旨を当委員会に連絡する手続を追加し、対象者が当該文書を必ず確認するための工夫を行った。

## イ 全ての登録政治資金監査人に対する本取組の周知

全ての登録政治資金監査人に対して、本取組の結果及び政治資金監査において生じやすい誤りの事例等についてとりまとめた「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（以下「質の向上通知」という。）を発出し、周知した。

また、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）にも質の向上通知を掲載し、研修受講者に重点的に説明した。

## ウ 関係士業団体・都道府県選管に対する本取組の周知

本取組の結果等については、関係士業団体に対して会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼するとともに、都道府県選管に対しても同様の情報提供を行った。

## ③ 今後の個別の指導・助言のあり方に係る具体的手法の決定

第5期取りまとめにおいて、個別の指導・助言の対象者数の減少に資するため、「登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起」、「登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討」及び「都道府県選挙管理委

員会の報告事務フローの改善」の3点に取り組むこととされたことを踏まえ、第6期において検討を行い、以下のとおり決定し、実施した。

#### ア 登録政治資金監査人の業務に対する注意喚起について

- ・ 「政治資金監査マニュアル（令和9年1月改定版）」、「令和7年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）」及び令和7年度に発出した「質の向上通知」において、「政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならない」旨を追加した。
- ・ 令和6年度及び令和7年度の個別の指導・助言において、「政治資金監査に関する具体的な指針に沿った政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等は、国民の批判を受けるとともに、政治資金に対する国民の不信が増大することとなる」旨及び「政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人の氏名が自署され、収支報告書とともに公開されることから、国民の批判や不信が登録政治資金監査人にも及ぶこととなる」旨を追加した。

#### イ 登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討について

- ・ 当委員会のホームページにおける「政治資金監査マニュアル（政治資金監査に関する具体的な指針）」、「政治資金監査チェックリスト」、「政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト」、「政治資金監査に関するQ&A」、「政治資金適正化委員会による見解一覧」及び「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」の計6つのページを「政治資金監査実務に関する各種資料・様式」の1つのページにまとめた。
- ・ 当委員会のホームページに、「政治資金規正法第12条第1項に基づく収支報告書（定期分）」及び「政治資金規正法第17条第1項に基づく収支報告書（解散分）」に係る4種類ずつの計8種類のWord形式による政治資金監査報告書記載例のひな形を掲載した。  
また、当該ひな形ごとの政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表を掲載した。

- ・ 登録時研修及びフォローアップ研修や質の向上通知を发出する際等、あらゆる機会を捉えて、登録政治資金監査人に対して当委員会ホームページの活用を呼びかけた。

## ウ 都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善について

- ・ 令和6年度の個別の指導・助言のための都道府県選管等への報告依頼から、確認項目以外の報告事項（都道府県選挙管理委員会の任意報告）の取扱いについて、報告事務要領に例示されていた個別の指導・助言に至ったことがある事例を集約するなど、報告基準等の明確化を図り、報告事務要領を改定した。
- ・ 令和7年度の個別の指導・助言のための都道府県選管等への報告依頼から、都道府県選管等における確認・報告事務の効率化を図るため、報告事務要領及び報告様式を大幅に改定した。

## ○ 今後の方向性

これまで当委員会では、本取組を通じて政治資金監査において生じやすい誤りの事例を幅広く収集し、全ての登録政治資金監査人に対して周知してきた結果、近年、国会議員関係政治団体の収支報告書（定期分）の件数に占める個別の指導・助言の対象となった政治資金監査報告書又は収支報告書の件数の割合は1～2%台と低位で推移している。

これらのことから、本取組は、政治資金監査の質の向上を図るという一定の目的を達成したものと考えられる。

また、改正法の施行により、政治資金監査において確認する事項として「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」が追加されることになる。

さらに、収支報告書等のオンライン提出が義務化されたことで、個別の指導・助言の大半を占めていた収支報告書上の金額の不整合は、「会計帳簿・収支報告書等作成ソフト」のエラーチェック機能等により確認されることになる。

これらのことから、令和8年分以降の収支報告書に係る政治資金監査における個別の指導・助言の取組のあり方は、改正法の施行状況等を踏まえた上で検討すべきであると考えられる。

加えて、令和7年分の収支報告書（定期分）に係る本取組については、改正法の施行への対応が本格化することから、都道府県選挙管理委員会の事務負担を考慮する必要もあると考えられる。

以上を踏まえ、個別の指導・助言の取組は、第6期政治資金適正化委員会の最終年度（令和7年度）で審議を行う令和6年分の収支報告書（定期分）に係る取組をもって当面は休止し、新制度研修を重点的に実施することにより、政治資金監査の質の確保を図ることが適当である。個別の指導・助言の取組を含む政治資金監査の質の向上のあり方については、第7期政治資金適正化委員会において、当該研修等で寄せられる意見や改正法の施行状況等を踏まえ、新たに検討を行うことが適当である。

## 参考資料

---

<b>【参考資料 1】</b>	
政治資金適正化委員会開催状況	．．．． 35
<b>【参考資料 2】</b>	
政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定 新旧対照表	．．．． 38
<b>【参考資料 3】</b>	
政治資金監査に関する Q & A の主な追加・改定	．．．． 70
<b>【参考資料 4】</b>	
令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修実施要領	．．．． 73
<b>【参考資料 5】</b>	
政治資金監査の質の向上に係る取組について	．．．． 79

## 政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、令和5年4月からの第6期において、令和8年3月末までに15回の委員会を開催し、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定、フォローアップ研修の内容の充実や参加の促進、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

### 【令和5年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月17日	・令和5年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
2	8月25日	・令和4年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言等について
3	12月13日	・令和6年度研修実施計画等について ・令和4年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
4	2月28日	・令和4年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和5年度研修実施計画の追加について ・政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の改正について ・令和6年度集合研修について ・政治資金監査に関するQ&Aの追加について

### 【令和6年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月21日	・令和6年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の改正について ・今後の個別の指導・助言のあり方に係る具体的手法について ・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・フォローアップ研修参加申込者からの質問等について ・令和5年度フォローアップ研修参加者アンケート結果について
2	7月26日	・政治資金規正法の改正について
3	9月9日	・政治資金監査マニュアルの改定について ・令和5年分収支報告書に係る政治資金監査報告書に関する照会について
4	11月5日	・政治資金監査マニュアルの改定について

5	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度研修実施計画等について</li> <li>・令和5年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言等について</li> <li>・令和5年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について</li> </ul>
6	3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書に関する調査結果について</li> <li>・令和5年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>・令和7年度集合研修について</li> <li>・政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の改正について</li> </ul>

【令和7年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について</li> <li>・政治資金監査マニュアルの改定について</li> <li>・令和8年度研修実施計画の策定に向けた方向性について</li> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第6期）の構成案等について</li> </ul>
2	6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金規正法施行令・施行規則等の改正（案）について</li> <li>・政治資金監査に関する研修テキストの改定について</li> <li>・新制度研修実施要領の策定について</li> </ul>
3	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について</li> <li>・政治資金監査に関する研修テキストの改定について</li> <li>・今後の個別の指導・助言のあり方に係る具体的手法について</li> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第6期）の検討について</li> <li>・令和6年度登録時研修及びフォローアップ研修受講者アンケート結果について</li> </ul>
4	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金監査に関する研修テキストの改定について</li> <li>・政治資金監査に関するQ&amp;Aの改定について</li> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第6期）について</li> <li>・令和6年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について</li> </ul>
5	3月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度研修実施計画等について</li> <li>・政治資金監査に関する研修実施要領及び令和9年以降に行う政治資</li> </ul>

	<p>金監査に関する研修実施要領の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li><li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第6期）について</li></ul>
--	---

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定 新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p><b>I. 政治資金監査の目的</b></p> <p>1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p>1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。</p> <p>3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p>7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまでに以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができると期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係の有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。</li> </ul>	<p><b>I. 政治資金監査の目的</b></p> <p>1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p>1. 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。</p> <p>3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p>7. 政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出及び翌年への繰越しの状況をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が、あわせて翌年への繰越しの金額について、預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうか、外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができると期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係の有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。</li> </ul>	<p>政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の改正内容（以下本欄において「法改正内容」という。）の反映 表現の整理</p>

参考資料2

<p>10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。</li> <li>登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul>	<p>10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出及び翌年への繰越しの状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul>	<p>法改正内容の反映</p>
--	--	-----------------

旧	新	改定の概要
<h2 style="text-align: center;">Ⅱ．登録政治資金監査人</h2> <p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(1) 資格</p> <p>2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。</p> <p>① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）</p> <p>② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者</p> <p>③ 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者</p> <p>④ 2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にあり、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者になるうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者</p> <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記6.①から④までの業務制限に該当してはならない。</p>	<h2 style="text-align: center;">Ⅱ．登録政治資金監査人</h2> <p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(1) 資格</p> <p>2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になるうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>⑤ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）にあっては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（以下「3号団体関係国会議員」という。）又は3号団体関係国会議員の配偶者</p> <p>⑥ （略）</p> <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記6.①から⑤までの業務制限に該当してはならない。</p>	<p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理及び法改正内容の反映</p>

<p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うこととなるため、上記6.⑤に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p> <p><b>2. 登録政治資金監査人の職務</b></p> <p>8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の1第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。</li> <li>・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</li> <li>・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。</li> <li>・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。</li> </ul> <p>（新設）</p>	<p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うこととなるため、上記6.⑥に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p> <p><b>2. 登録政治資金監査人の職務</b></p> <p>8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の1第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</li> <li>・ （略）</li> <li>・ （略）</li> <li>・ （略）</li> </ul> <p>・ 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表</p> <p><u>示されていること。</u></p>	<p>10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</p> <p><b>3. 登録政治資金監査人の責任</b></p> <p>11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （略）</li> </ul>	<p>法改正内容の反映 表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理及び法改正内容の反映</p> <p>同上</p>
<p>10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</p> <p><b>3. 登録政治資金監査人の責任</b></p> <p>11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の2第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の2第2項）。</li> </ul>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。</li> <li>・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。</li> </ul> <p>12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。</li> <li>・ （略）</li> </ul> <p>12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。</li> </ul>	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の改正内容の反映（令和7年6月1日施行）</p> <p>法令番号の追記</p>
---	---	---

旧	新	改定の概要
<p><b>Ⅲ. 国会議員関係政治団体</b></p> <p>1. 国会議員関係政治団体の定義</p> <p>1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部、<u>派閥・政策研究団体及び政治資金団体を除く。</u>）をいう。</p> <p><b>【1号団体】</b> 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）</p> <p><b>【2号団体】</b> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号） <b>（新設）</b></p> <p><b>【みなし1号団体】</b> 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるものうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項） <b>（新設）</b></p>	<p><b>Ⅲ. 国会議員関係政治団体</b></p> <p>1. 国会議員関係政治団体の定義</p> <p>1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）をいう。</p> <p><b>【1号団体】</b> （略）</p> <p><b>【2号団体】</b> （略）</p> <p><b>【3号団体】</b> <u>法第5条第1項第1号に掲げる団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（いわゆる派閥・政策研究団体）（法第19条の7第1項第3号）</u></p> <p><b>【みなし1号団体】</b> （略）</p> <p>2. 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において以下のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される（法第19条の16の3第1項）。</p> <p>① 同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。②において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）</p> <p>② 同一の3号団体から受けた寄附の金額</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

法改正内容の反映	法改正内容の反映
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</p> <p>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。</li> <li>・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。</li> <li>・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。</li> <li>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11第2項）。</li> <li>・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでに、領収書等を徴し難かった支出の明</li> </ul>	<p>2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管</p> <p>3. 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、<u>国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする（法第19条の8の2）。</u></p> <p>3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務</p> <p>4. 国会議員関係政治団体の代表者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督すること（法第19条の12の2）。</u></li> <li>・ <u>随時又は定期に、以下に掲げる事項を確認すること（法第19条の12の3）。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</u></li> <li>② <u>会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>随時又は定期に行った確認の結果及び当該国会議員関係政治団体の会計責任者が行った説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付すること（法第19条の14の2第2項）。</u></li> </ul> <p>4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</p> <p>5. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る<u>全ての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。</u></li> <li>・ <u>全ての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。</u></li> <li>・ （略）</li> <li>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、残高確認書及び差額説明書を、これらに係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11の3）。</li> <li>・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明</li> </ul>
	<p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>細書等を作成すること（法第19条の1第1項）。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>（新設）</p> <p>4. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、<u>登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない</u>（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなければならぬ者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1号の2）。</p> <p>（新設）</p>	<p>細書等を作成すること（法第19条の11）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、<u>残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が2以上の口座を有する場合には、その合計額。以下同じ。）と一致しているかどうかを確認すること（法第19条の11の2第1項）。</u></li> <li>上記確認により収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が<u>残高確認書に記載された残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、差額説明書を作成すること（法第19条の11の2第2項）。</u></li> <li>収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、<u>登録政治資金監査人の政治資金監査を受けること（法第19条の13第1項）。</u></li> <li>収支報告書を提出するときは、あらかじめ、<u>当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面（以下の書面）を示して説明すること（法第19条の14の2第1項）。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出）</u></li> <li>② <u>領収書等を徴し難かった支出の明細書</u></li> <li>③ <u>振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し</u></li> <li>④ <u>政治資金監査報告書</u></li> </ul> </li> </ul> <p>6. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、<u>政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出するとともに、当該国会議員関係政治団体の代表者が交付した確認書を当該収支報告書に添付しなければならない</u>（法第19条の14・第19条の14の2第4項）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなければならぬ者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1号の2）。</p> <p>7. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>上記6.による収支報告書及び政治資金監査報告書の提出並びに確認書の添付については、オンラインにより行うものとする</u>（法第19条の15）。</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の改正内容の反映（令和7年6月1日施行）規定の適正化</p> <p>法改正内容の反映</p>
--	--	--

表現の整理	5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項																													
<p>同上</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>8. 以下の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体</p> <p>③ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体の特例に係る規定(これに係る罰則を含む。)が適用される政治団体</p> <p>これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年(③の場合、国会議員関係政治団体から一定の寄附を受けた年及びその翌年)の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類並びに翌年への繰越しの状況に係る残高確認書及び差額説明書について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。(削除)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことと足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。</p>	<p>5. 次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。</p> <p>① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体</p> <p>② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体(新設)</p> <p>これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。</p> <p>なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をとともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。</p> <p>6. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体(以下「その他の政治団体」という。)のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。</p> <p>7. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことと足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国会議員関係政治団体</th> <th>資金管理団体</th> <th>その他の政治団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての支出</td> <td>全ての支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全ての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全ての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全ての支出</td> <td>人件費以外の経費で1件5万円以上の支出</td> <td>経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出</td> </tr> </tbody> </table>	国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	全ての支出	全ての支出		全ての支出	1件5万円以上の支出		全ての支出	1件5万円以上の支出		全ての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国会議員関係政治団体</th> <th>資金管理団体</th> <th>その他の政治団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての支出</td> <td>すべての支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>すべての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>すべての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>すべての支出</td> <td>人件費以外の経費で1件5万円以上の支出</td> <td>経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出</td> </tr> </tbody> </table>	国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	すべての支出	すべての支出		すべての支出	1件5万円以上の支出		すべての支出	1件5万円以上の支出		すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																													
全ての支出	全ての支出																														
全ての支出	1件5万円以上の支出																														
全ての支出	1件5万円以上の支出																														
全ての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出																													
国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																													
すべての支出	すべての支出																														
すべての支出	1件5万円以上の支出																														
すべての支出	1件5万円以上の支出																														
すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出																													

振込明細書に係る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
振込明細書に係る支出目的書	全ての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
11. (略)			
12. (略)			

8. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴取義務がないため）</li> <li>・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）</li> </ul>	振込明細書に係る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
9. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。	振込明細書に係る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出

旧	新	改定の概要
<p style="text-align: center;"><b>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</b></p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。（新設）</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>2. 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、<u>会計帳簿とすべての領収書等とを突合すること</u>が必要であること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</b></p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書の確認は、会計帳簿等の関係書類に係る随時又は定期の確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき行われることを念頭に、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成しなければならないこと。</u></li> <li>・ <u>政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならないこと。</u></li> </ul> <p>2. 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、<u>会計帳簿と全ての領収書等とを突合すること</u>が必要であること。</p>	<p>法改正に伴う留意事項の追加</p> <p>政治資金監査の質の向上に係る留意事項の追加</p> <p>法改正内容の反映</p>

<p>4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項</p> <p>(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任</p> <p>16. 国会議員関係政治団体の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の1第3項各号に掲げられた事項についての書類の確認(以下「書面監査」という。)を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。</li> <li>登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>全ての記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならぬこと。</u></li> </ul> <p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。</p> <p>24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものことから、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。</p> <p>26. 政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収すること。</p>	<p>4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項</p> <p>(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任</p> <p>16. 国会議員関係政治団体の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>全ての記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならぬこと。</u></li> </ul> <p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。</u></p> <p>24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものことから、印紙税法<u>(昭和42年法律第23号)第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」</u>に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。</p> <p>26. 政治資金監査報酬は、所得税法<u>(昭和40年法律第33号)第204条第1項第2号</u>に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。</p>	<p>政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第49号)の改正内容の反映</p> <p>政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第49号)の改正内容の反映</p> <p>法令番号の追記</p> <p>同上</p>
--	---	--

旧	新	改定の概要
<p style="text-align: center;"><b>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</b></p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。</p> </div> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一覧表を作成した日付</li> <li>・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名</li> <li>・ 保存対象書類の名称及び冊数</li> </ul> <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">保存対象書類一覧表 (例)</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※補助簿・日計表を含む。</li> <li>・ 明細書綴り 1冊</li> <li>・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。</li> <li>・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通</li> <li>・ 残高確認書 (添付書類を含む。) 1通</li> <li>・ 差額説明書 1通</li> </ul> <p style="text-align: right;">令和×年×月×日 ○○○○ (国会議員関係政治団体名)</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</b></p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</p> </div> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一覧表を作成した日付</li> <li>・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名</li> <li>・ 保存対象書類の名称及び冊数</li> </ul> <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">保存対象書類一覧表 (例)</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※補助簿・日計表を含む。</li> <li>・ 明細書綴り 1冊</li> <li>・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。</li> <li>・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通</li> <li>・ 残高確認書 (添付書類を含む。) 1通</li> <li>・ 差額説明書 1通</li> </ul> <p style="text-align: right;">令和×年×月×日 ○○○○ (国会議員関係政治団体名)</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</b></p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</p> </div> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一覧表を作成した日付</li> <li>・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名</li> <li>・ 保存対象書類の名称及び冊数</li> </ul> <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">保存対象書類一覧表 (例)</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※補助簿・日計表を含む。</li> <li>・ 明細書綴り 1冊</li> <li>・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)</li> <li style="padding-left: 20px;">※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。</li> <li>・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通</li> <li>・ 残高確認書 (添付書類を含む。) 1通</li> <li>・ 差額説明書 1通</li> </ul> <p style="text-align: right;">令和×年×月×日 ○○○○ (国会議員関係政治団体名)</p> </div>

<p>会計責任者 ○○ ○○</p>	<p>会計責任者 ○○ ○○</p>
<p>2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。</p> <p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>	<p>2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。</p> <p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>
<p>二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</p> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、<u>会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。</u></p> <p>(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認</p> <p>16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならぬこととされている</u>（法第9条第1項）。</p> <p>17. 会計帳簿と<u>すべての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること。</p> <p>3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</p> <p>三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、<u>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>全ての</u>支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、<u>会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。</u></p> <p>(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認</p> <p>16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>会計帳簿を備え、これに全ての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならぬこととされている</u>（法第9条第1項）。</p> <p>17. 会計帳簿と<u>全ての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること。</p> <p>3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</p> <p>(略)</p>
<p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>	<p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>

	法改正内容の反映
<p>23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>すべての</u>支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</p> <p>4. <b>法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。</p> </div> <p>(1) 一般的事項</p> <p>27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>すべての</u>支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。</p> <p>28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあつては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。</p> <p>(新設)</p>	<p>23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>全ての</u>支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</p> <p>4. <b>法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>全ての</u>支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。</p> <p>28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあつては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11）。</p> <p>5. <b>法第19条の13第2項第5号に掲げる事項</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>五 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、<u>残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。</u></p> </div> <p>(1) 一般的事項</p> <p>33. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日（解散等した場合にはその日）における残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされている（法第19条の11の2第1項）。また、この確認により、翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しないことが判明したときは、<u>差額説明書を作成しなければならないこととされている（法第19条の11の2第2項）。</u></p>
	<p>法改正に伴う新設</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

	<p>34. 政治資金監査においては、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認すること。その際、残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかについても併せて確認すること。</p> <p>35. 翌年への繰越しの金額と残高の額が一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているかどうかを確認すること。</p> <p>36. 収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。</p> <p>37. 収支報告書に翌年への繰越しの金額が0円と記載されている場合であっても、当該金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認する必要があること。</p> <p><b>(2) 差額の理由の具体例</b></p> <p>38. 差額説明書に記載される差額の理由の具体例としては、主に以下のような場合が考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットカードを利用した場合  クレジットカードにより物品やサービス等を購入する場合、購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法が認められているところであるが、この場合には、購入時点とクレジットカード利用の口座振替時点にずれが生じることから、購入時点が年内、口座振替時点が翌年となると、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。</li> <li>・ 手持ち資金を現金で保有している場合  国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預金又は貯金の口座から現金を引き出して保有することは禁じられおらず、この場合には、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。</li> </ul> <p>39. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているかどうかを確認すること。</p>	<p>法改正に伴う政治資金監査における新たな確認内容等に係る記載の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由の具体例に係る記載の追加</p> <p>同上</p> <p>令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由がクレジットカードの利用であった場合の確認内容に係る記載の追加</p>
--	--	--

旧	新	改定の概要
<p><b>Ⅵ. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング</b></p> <p><b>グ</b></p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>領収書等の徴取漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u></p> <p>2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の種類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <p>(1) 会計処理方法</p> <p>(2) 支出項目の区分の種類</p> <p>(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの(新設)</p> <p>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>Ⅵ. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング</b></p> <p><b>グ</b></p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったものについて、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を確認するとともに、書面監査で確認した支出の状況又は翌年への繰越しの状況について、一定の支出に係る適法性等も含め、その詳細を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u></p> <p>2. あわせて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の種類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</p> <p>(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの</p> <p>16. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的でない場合には、<u>会計責任者等に確認を求めること。</u></p> <p>17. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、<u>当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めること。</u></p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正に伴うヒアリング事項の追加 同上</p> <p>法改正に伴うヒアリングにおける確認内容の追加 同上</p> <p>令和6年度第3回委員会における議論を踏まえたヒアリングにおける確認</p>

内容の追加 表現の整理	
<p><u>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</u></p> <p>16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）</li> <li>他の政治団体に対する支出（新設）</li> <li>花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出</li> </ul> <p>17. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。</p> <p>18. 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。</p> <p>(新設)</p> <p>19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。</p>	<p><u>(5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</u></p> <p>18. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>(略)</li> <li>国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。以下同じ。）に対する寄附</li> <li>(略)</li> </ul> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の有無を聴取し、該当する寄附がある場合には、法第19条の16の3第2項に基づき、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めること。</u></p> <p>22. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。</p> <p><u>(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</u></p> <p>23. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と残高確認書に記載された残高の額が一致しない理由（差額の理由）については、<u>差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めること。</u></p>
	<p>同上</p> <p>法令番号の追記</p> <p>法改正に伴うヒアリングにおける確認内容等の追加 同上</p>

	<p>24. 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり  <u>12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していた</u>  <u>ことの確認を会計責任者等に求めること。</u></p> <p>25. 「<u>V. 5. (2) 差額の理由の具体例</u>」以外の理由を差額説明書に記載しているもの  <u>については、その状況の詳細を会計責任者等に確認すること。</u></p>	<p>法改正に伴うヒアリング  における確認内容等の追  加  同上</p>
--	--	--

旧	新	改定の概要
<p><b>Ⅶ. 政治資金監査報告書</b></p> <p>2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。</p> <p>3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるときも、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができること（法第20条の2第1項・第2項）。</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>9. 登録政治資金監査人の氏名については、<u>当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が自署すること。</u></p> <p>10. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（1）監査の概要</p> <p>13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となつたすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <p>また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載例どおりすべて列記すること。</p>	<p><b>Ⅶ. 政治資金監査報告書</b></p> <p>2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものであること（法第19条の14・法第19条の15）。</p> <p>3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存されるときも、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができること（法第20条の2第1項・第2項）。</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>（削除）</p> <p>9. （略）</p> <p>10. 国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、<u>会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされており、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。</u></p> <p>（1）監査の概要</p> <p>13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となつた全ての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <p>また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>」と記載例どおり<u>全て</u>列記すること。</p>	<p>法改正に伴う登録政治資金監査人の自署に係る記載の削除</p> <p>法改正に伴う登録政治資金監査人の電子署名に係る記載の追加</p> <p>表現の整理 法改正内容の反映</p> <p>同上</p>

<p>(2) 監査の結果</p> <p>16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査の対象となった事項について<u>すべて</u>確認できた場合、記載例(1)の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例(4)の例によることが望ましいものであること。</li> <li>会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例(2)の例によること。</li> <li>政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例(3)の例によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかつたもの(人件費以外の経費の支出に限る。)については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例(3)の(別記)(1)の例によること。</li> <li>領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例(3)の(別記)(2)の例によること。</li> </ul> </li> <li>高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例(3)の(別記)(3)の例によること。</li> </ul> <p>また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例(3)の(別記)(1)～(3)以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 監査の結果</p> <p>16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査の対象となった事項について<u>全て</u>確認できた場合、記載例(1)の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例(4)の例によることが望ましいものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例(3)の例によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② (略)</li> <li>③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例(3)の(別記)(3)の例によること。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例(3)の(別記)(1)～(3)以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>19. <u>政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましいものであること。</u></p> <p>政治資金監査報告書の様式 様式の活用に係る記載の追加</p> </li></ul>
--	---

2. 政治資金監査報告書記載例	2. 政治資金監査報告書記載例	法改正内容の反映
<p>(1) 政治資金監査の対象となった事項について<u>すべて</u>確認できた場合</p> <p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登録番号 第×××××号 研修修了年月日 ×年×月×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)の<u>すべての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2)において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書が保存されていた。</p>	<p>(1) 政治資金監査の対象となった事項について<u>全て</u>確認できた場合</p> <p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登録番号 第×××××号 研修修了年月日 ×年×月×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)の<u>全ての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>支出及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>※ 以下、記載例に ついては、新旧対照表作成の便宜上、既存の下線は削除した上で、改正箇所のみ下線を引くこととしている。</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(新設)</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(2)～(4)(略)</p> <p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、<u>残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。</p> <p>(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。</p> <p>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場 合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書 及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当である</p>	<p>(※1)～(※3)(略)</p>	

<p>と登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合</p> <p>(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇(登録政治資金監査人名)が判断したため、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)において行った。</p> <p>(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。</p> <p>(※4) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>すべての書類を</u>列記すること。</li> <li>・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(2) 会計帳簿に記載不備がある場合</p>	<p>(※4) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>全ての書類を</u>列記すること。</li> <li>・ 「2 監査の結果」(1)、(3)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(2) 会計帳簿に記載不備がある場合</p>	<p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ××××× 号 研 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)の<u>すべての期間を</u>対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の</p>	<p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ××××× 号 研 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)の<u>全ての期間を</u>対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明</p>
--	--	--	--

<p>明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(新設)</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※4）。</p>	<p>細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査</u>を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>政治資金監査マニュアル</u>に基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、<u>法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">以 上</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p> <p>(※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。</p> <p>(※5) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>すべての書類</u>を列記すること。</li> <li>・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合</p>	<p>(※1)～(※4) (略)</p> <p>(※5) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>全ての書類</u>を列記すること。</li> <li>・ 「2 監査の結果」(1)、(3)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合</p>
<p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ××××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規</p>	<p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">令和×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ××××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規</p>

<p>定する収支報告書（※1）の<u>すべての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私を実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(新設)</p> <p>(別記)（※3）</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）</p>	<p>定する収支報告書（※1）の<u>全ての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>支出及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私を実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p> <p>(2) ～(4) (略)</p> <p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、<u>法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>(別記) (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

<p>(3) ○○○○ (国会議員関係政治団体名) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・×××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○○</li> </ul> <p>3 業務制限 ○○○○ (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○ (国会議員関係政治団体名) と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である (※4)。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>(※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。</p> <p>(※5) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>すべての書類</u>を列記すること。</li> <li>「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(別添)</p>	<p>(※1)～(※4) (略)</p> <p>(※5) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>全ての書類</u>を列記すること。</li> <li>「2 監査の結果」(1)、(3)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</li> </ul> <p>(別添) (略)</p> <p style="text-align: right;">法改正内容の反映 同上</p>

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備	考
項	目				
	要				

何々					
1	何々	5,000	○. 1. 1		
2	何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であつても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であつても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

<p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登録番号 第 ××××× 号 研修了年月日 ×年 ×月 ×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>すべての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。</p>	<p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登録番号 第 ××××× 号 研修了年月日 ×年 ×月 ×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>全ての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>支出及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、<u>会計帳簿、残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

<p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。 (新設)</p> <p>3 業務制限  ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、<u>残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。</p> <p>(※4) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、<u>記載例どおりすべての書類を列記すること。</u> (新設)</li> </ul>	<p>(※1)～(※3) (略)</p> <p>(※4) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、<u>記載例どおり全ての書類を列記すること。</u></li> <li>・ 「2 監査の結果」(1)及び(5)には、<u>登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">同上</p> <p style="text-align: right;">同上</p>	

旧	新	改定の概要
<p><b>Ⅷ. その他の留意事項</b></p> <p>1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用 (新設)</p> <p>(1) 政治資金監査チェックリスト</p> <p>1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを 活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。</p> <p>(2) 政治資金監査報告書チェックリスト</p> <p>2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書 チェックリストを活用することが望ましいものであること。</p> <p>2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</p> <p>3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時 に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合に は登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。</p>	<p><b>Ⅷ. その他の留意事項</b></p> <p>1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用</p> <p>1. 収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を 損なわないようにするため、<u>チェックリストの活用により、適確に政治資金監査を行 い政治資金監査報告書を作成すること。</u></p> <p>(1) 政治資金監査チェックリスト</p> <p>2. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを 活用し、監査事項の確認を行うこと。</p> <p>(2) 政治資金監査報告書チェックリスト</p> <p>3. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書 チェックリストを活用すること。</p> <p>2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</p> <p>4. (略)</p>	<p>チェックリストの活用促 進に係る記載の追加</p> <p>チェックリストの活用促 進に係る表現の整理</p> <p>同上</p>

## 政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に政治資金監査に関するQ & Aを公表して以降、その後現在に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

これまでの主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）</li> <li>政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）</li> <li>政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）</li> <li>政治資金監査業務に従事する使用人等の資格</li> </ul>
平成21年12月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）</li> <li>政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）</li> <li>政治資金監査契約書への収入印紙の貼付</li> </ul>
平成22年 2月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）</li> <li>政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）</li> <li>政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）</li> <li>政治資金監査報酬に係る源泉徴収</li> </ul>

時期	区分	主な追加・改定
平成22年 3月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付</li> <li>記載事項に不備のある領収書等の写しの提出</li> </ul>
平成22年 6月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載事項に不備のある領収書等の確認方法</li> </ul>
平成23年10月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否</li> </ul>
平成24年 2月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由</li> </ul>
平成24年 3月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い</li> </ul>
	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い</li> </ul>
平成25年 6月	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法</li> </ul>
平成27年 7月	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い</li> <li>高額領収書等に係るあて名の確認の周知</li> </ul>
	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨</li> </ul>
平成27年10月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録政治資金監査人の守秘義務</li> </ul>
平成28年 5月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年熊本地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法</li> </ul>
平成29年 7月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税等を徴収（天引き）した場合の会計帳簿の記載方法</li> </ul>
平成30年 7月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月豪雨による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法</li> </ul>
平成30年10月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法</li> </ul>
令和元年 6月	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>改元に伴う収支報告書に係る政治資金監査報告書における政治資金監査の対象とした年の元号表記</li> </ul>

時期	区分	主な追加・改定
令和2年 3月	追加	・ポイント還元事業によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方
令和6年 1月	追加	・令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法
令和6年 5月	追加	・政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合
令和7年12月	改定	・会計帳簿等に係る電磁的記録の保存の確認
	追加	・残高確認書の添付書類 ・政治資金監査報告書のオンライン提出

## 令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修実施要領

〔 令和7年6月30日  
政治資金適正化委員会決定 〕  
改正 令和 8年 3月 12日

## 1 研修の目的

令和6年改正政治資金規正法（※）の施行に伴い、令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）は、登録政治資金監査人が令和9年以降に政治資金監査を行うに当たって必要な専門的知識を修得することを目的とする。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）による改正。

## 2 新制度研修の対象者

政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

## 3 新制度研修の時間及び内容

- （1）新制度研修の時間は全体で3時間程度（講義は2時間半程度）とする。
- （2）講義の内容は、政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）の「3 研修の時間及び内容」と同様とする。

## 4 新制度研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により新制度研修を実施する。

## （1）集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、新制度研修受講者を集めて実施する研修。

## （2）個別研修

政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の新制度研修受講者に対して実施する研修。

## （3）リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の新制度研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

## 5 新制度研修の受講

令和9年以降に行う最初の政治資金監査までに、新制度研修の受講を強く推奨する。

## 6 新制度研修の受講手続

新制度研修の受講手続については、次のとおりとする。

### (1) 新制度研修受講申込

新制度研修の受講を希望する者は、政治資金適正化委員会のホームページ上の受講申込画面に必要な事項を入力し送信する。

なお、インターネットによる申込が難しい場合は、「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書」（別紙様式1）（以下「新制度研修受講申込書」という。）を、政治資金適正化委員会に提出することとする。

### (2) 新制度研修手数料

新制度研修手数料は無料とする。

## 7 新制度研修受講者の遵守事項

### (1) 集合研修・個別研修

新制度研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

### (2) リモート研修

新制度研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

## 8 新制度研修の修了

新制度研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、新制度研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていることを確認することをもって研修の修了とする。

## 9 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修受講後、希望する新制度研修受講者に対し、研修受講証明書（別紙様式2）を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様にに基づき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

## 10 新制度研修の受講の状況の公告

政治資金適正化委員会は、新制度研修受講者について、原則として総務省ホームページにおいて受講の状況を公告する。

## 11 雑則

この要領に定めるもののほか、新制度研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

## 附 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

## 新制度研修（申込）

令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（14:00～17:00）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

## 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

### (公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する新制度研修は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する新制度研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」にを入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもつてのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」にを入れてください。

つきましては、該当するにを入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいかを入れてください。両方の場合、両方ともを入れてください。を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

### 士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますにを入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式 2)

## 研修受講証明書

受講者氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づく研修を受講したことを証明する。

### 記

1 研修名 令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）

（集合研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00~00:00

3 受講場所

（個別研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00~00:00

3 受講場所 総務省政治資金適正化委員会事務局内

（リモート研修の場合）

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

00.00.00

政治資金適正化委員会  
事務局

※A4サイズ、カラー

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 野々上 尚

### 政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、令和7年度第5回政治資金適正化委員会において、令和6年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象（41人、57件）を決定し、該当する方々に対して文書による個別の指導・助言を行いました。

当委員会では、これまで、個別の指導・助言の取組で明らかになった誤りの事例等について、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料への掲載等により周知してまいりましたが、本年度の取組においても同様の誤りが散見されました。

政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行う必要があります。

つきましては、令和7年分の収支報告書に係る政治資金監査に当たっては、同様の誤りが生じないように、別添資料を十分ご確認ください、引き続き適確な実施に努めていただきますようお願いいたします。

（別添資料）

- ・資料1 「令和6年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査における個別の指導・助言の概要」
- ・資料2 「政治資金監査において生じやすい誤りの事例」
- ・資料3 「収支報告書の検算・突合に関して留意すべき点について」
- ・資料4 「収支報告書の記載の確認について」
- ・資料5 「適確な政治資金監査を行っていただくために」

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp